

# 漢字圏での漢字地名をどのように同定するか

公開シンポジウム「地名標準化の現状と課題  
－UNGEENの活動を理解し日本の地名を考える－」

2025/5/24（土）

岩月 純一  
（東京大学大学院総合文化研究科）

## 漢字地名とは

- 漢字を参照して命名された地名
- 音声及びそれに基づく表音文字を参照した地名と異なり、言語・方言によってことなる音声で読まれることを前提としている。音声に基づくひとつの標準形を定義することに困難が伴う。

## 漢字地名の例

英語（／原語）	日本語	中国語	韓国朝鮮語	ベトナム語
Chengdu	成都 せいと / チョ ンツー	成都 Chéngdū	청두 cheongdu *성도 seongdo	Thành Đô
Hanoi	ハノイ *かない	河内 Hénèi	하노이 hanoi *하내 hanae	Hà Nội
Hongkong	香港 ホンコン *こう こう	香港 Xiānggǎng	홍콩 hongkong *향강 hyanggang	Hông Kông（かつてはHương Cảngとも）
Sweden / Sverige	スウェーデン	瑞典 Ruìdiǎn	스웨덴 seuweden	Thụy Điển
Canada	カナダ	加拿大 Jiānádà	캐나다 kaenada	Ca-na-đa（かつてはGia Nã Đạiとも）

\* は、実際には使用されていないもの。

# 漢字地名とは

- 漢字を参照して命名された地名
- 音声及びそれに基づく表音文字を参照した地名と異なり、言語・方言によってことなる音声で読まれることを前提としている。音声に基づくひとつの標準形を定義することに困難が伴う。
- 「地名の標準化」に際しては、
  1. 漢字に基づいて定義するか
  2. 各言語・方言の音声に基づいて定義するかが問題になる。

## 漢字地名の分類

- A) 漢字（のみ）を参照して定義されたもの。（「音読み」の地名）
  - B) 音声言語の音価を参照して定義されたうえで、何らかの基準で漢字に置き換えられたもの
    1. 「訓読み」の地名
    2. 漢字圏外地名の漢字表記
- A) の標準化では「漢字に基づく」（＝複数の音価を容認する）標準化を検討する余地があるが、B) の標準化に際して漢字を参照する妥当性は低い。

## 漢字地名の分布

- 「漢字圏」諸国（中国語、朝鮮語、日本語、ベトナム語以下「各国語」と略）およびその方言による呼称）
- その周辺地域、ひいては世界中（中国語、日本語における命名）
- 漢字圏内部では、おおむね漢字を各国語の「音読み」で発音することが可能であるが、現に通用しているかどうかで見るとばらつきがある。

## 歴史と現状（前近代）

- 前近代においては、情報伝達が漢字・漢文という共通の書きことばに大きく依存していたため、漢字地名が漢字を媒体にして広がり、それを各言語の音価（音読み）でばらばらに発音していた。
  - 一部、音声に基づく借用をした例外があった  
（例：アマコウ、アマカワ（天川）＜マカオ）
- 19世紀に入り、「漢字圏」の各国語が漢文からの自立を強め、「言文一致」化を進めるのと並行し、さらに西洋語への転写の必要性もあいまって、各国語のローマ字表記法が整備され、地名は次第にその属する国語の音価とローマ字形によっても同定されるようになってゆく。
  - 例：大阪→Osaka, 上海→Shanghai
  - ただしソウルはSeoulではなく「京城Keijo」, ハノイはHà Nộiではなく Hanoi

## 歴史と現状（20世紀後半以降）

- 「漢字圏」諸国がすべて独立し、各国語がすべて「公用語」となると、漢字地名がその地名の属する国語の音価に基づいて同定される傾向が強まり、「漢字」による同定が解体されてゆく。
- ただし、「漢字圏」内部の相互参照に際しては、依然として言語ごとに異なる音価で発音され続ける。
  - 例：日本<Nihon/Nippon, Rìběn, 일본(Ilbon), Nhật Bản

## 歴史と現状（20世紀後半以降）

- 「漢字圏」内部でも、相互交流の深化と、音声言語によるコミュニケーションの増加にともない、自言語の「音読み」に基づく語形から、その地名の属する国語の音価（おおむねその国語における音読み）に切り替える動きが進む。

例1：日本の地理教育における中国地名の「カタカナ表記（中国語の発音）」化

例2：「韓国朝鮮人氏名民族読み訴訟」（1975~1988 最高裁が原告請求を棄却）と、韓国朝鮮の人名・地名のカタカナ表記（韓国朝鮮語の発音）への切り替え。（外務省1984.7~、NHK1985~）

例3：ソウル市長が「ソウル」の漢字表記を「漢城」から「首爾」に代えることを発表し、中国語圏のマスコミなど関係機関に受け入れられる。（2005）

例4：（20世紀前半）ベトナム語がローマ字化する際、漢字圏外の地名が「音読み」形（Gia Nã Đại 加拿大）と「原音」形（Ca-na-đa）に分かれ、混乱をきたし、のちに一部を除いて「原音」形に収斂する。

# 歴史と現状（現在の概況）

- 日本→韓国・朝鮮 カタカナ表記・韓国朝鮮語の発音
  - 日本→中国 漢字表記・日本語の発音（一部マスコミと学校教育でカタカナ）
  - 日本→ベトナム カタカナ表記・ベトナム語の発音
  - 韓国・朝鮮→日本、中国、ベトナム ハングル表記・日本語／中国語／ベトナム語の発音（一部慣用化した例を除く）
- 中国だけ別扱い**
- ベトナム→日本 ローマ字ベトナム語表記・日本語の発音
  - ベトナム→中国 ローマ字ベトナム語表記・ベトナム語の発音（一部慣用化した例を除く）
  - ベトナム→韓国・朝鮮 ローマ字ベトナム語表記・韓国朝鮮語の発音（一部慣用化した例を除く）
- 一貫しているが、方向が逆
- 中国→日本、韓国・朝鮮、ベトナム 漢字表記・中国語の発音

## 残る課題（１）

- 命名する権力の多層性。つまり各国語による命名と、周辺部における少数言語・方言の命名との並立  
かつては「各国語の発音で呼ぶこと」が正義だったが、今では「（より）先住（である）民族の文化を尊重すること」が正義。しかも少数言語内部にも多層性がありうる。
- 境界地、係争地における地名の並立。

## 複数の形式の並立（１）

国語	分類	例
日本語	アイヌの地名 沖縄の地名	略
中国語	（内）モンゴルの地名	呼和浩特（Hūhéhaotè フーホーハオトー）／フフホト（kökeqota） 包頭（Bāotóu パオトウ）／ブグトゥホト（Buyutuqota）
	ウイグルの地名	喀什（Kāshí カーシー）／カシュガル・ケシュケル（Qeshqer/Kashgher）
	チベットの地名	日喀則（Rìkāzé リカツォー）／シガツェ（gzhis ka rtse）
	台湾の地名	高雄／打狗 ターカウ／たかお／Gāoxióng カオシュン 板橋／いたばし／Bǎnqiáo バンチャオ／枋橋（Pang-kiô）
	ほか南方地域の地名	厦門（Xiàmén シアメン）／アモイ（Amoy）
各国語間	境界地・係争地の地名	竹島／独島 尖閣諸島／釣魚台列島 長白山／白頭山 南沙諸島／チュオンサー（長沙）諸島／スプラトリー諸島

## 残る課題（２）

- 現代中国語における「漢字化（当て字）」をどう位置付けるか。
  - 非漢字圏の固有名詞に対する中国語の当て字には、音声のほか意味を参照して当てる場合もあり、命名基準が単一でない。
  - さらに近年は、漢字圏（特にベトナム）の固有名詞に対して、音声をもとに同音、類音の漢字を当てはめるケースもあり、情報の確度が低下している。
  - 漢字の「当て字」には、もとの音形への意識を字形への意識に誘導し、語源意識を漢字のそれに置き換える作用が強い。

## 複数の形式の並立（２）

国	分類	例
韓国語	非漢字地名	ソウル（中国語：漢城→首爾）
ベトナム語	非漢字地名	サイゴン（Sài Gòn 柴棍、西貢はいずれも当て字） / （クメール語：Krung Prey Nokor ក្រុងព្រៃនគរ） オケオ（Óc Eo 喔吠などは当て字） / （クメール語：'Ou Kaew អូកែវ） バリア（Bà Rịa 婆地、巴地はいずれも当て字）
漢字圏外の言語	非漢字地名の漢字意識	ポルトープランス（Port-au-Prince / 太子港） サンフランシスコ（San Francisco / 旧金山） ミッドウェイ島（Midway Island / 中途島）

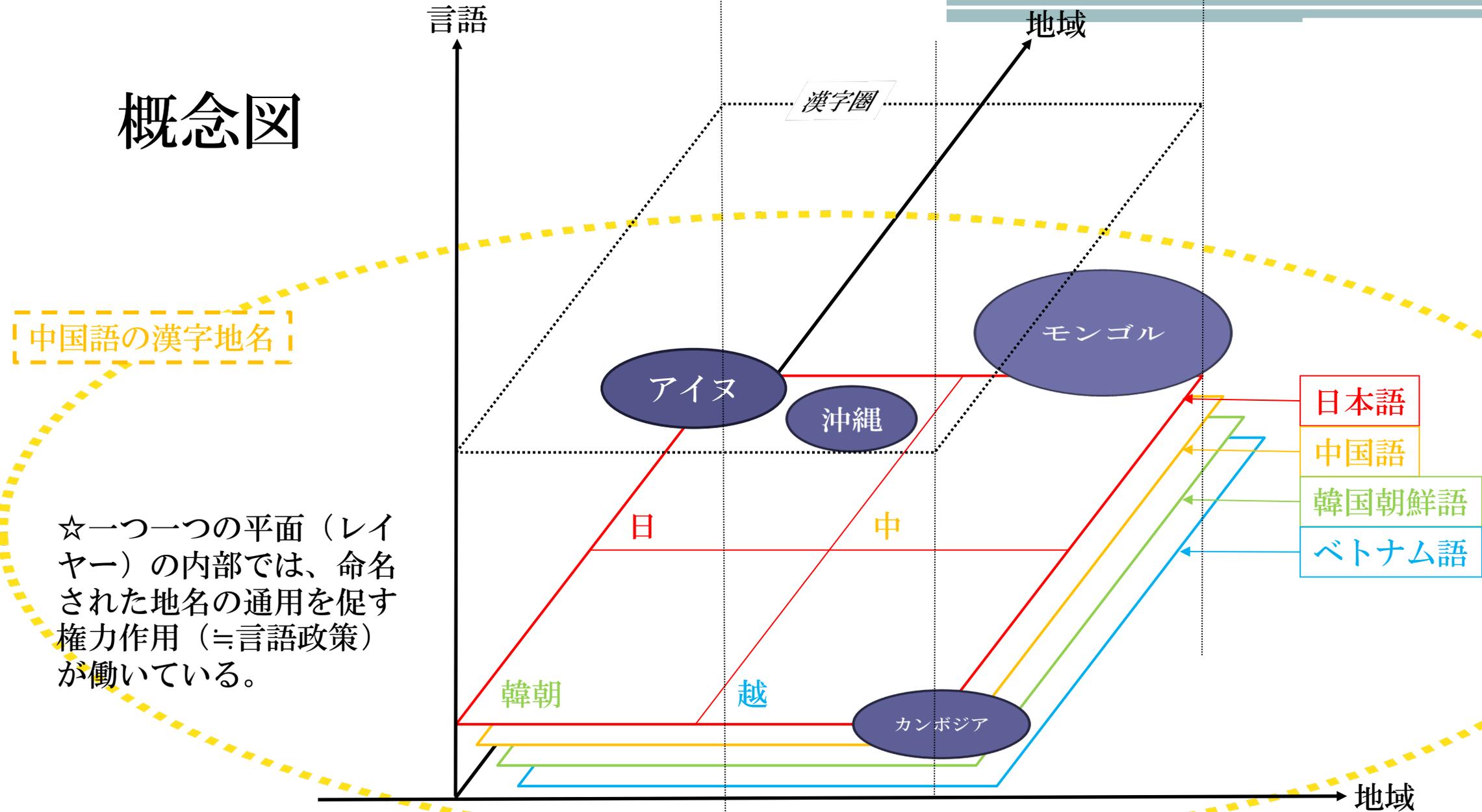
## 解決の方向性

- ▶ 周縁地域や越境部分における多層性（複数の「命名する権力」）にどう向き合うか。
  - 「その地名の属する国の国語の標準音形」を軸にしながら、慣用と異文化尊重との間でどう均衡点を模索するか？
  - 漢字を標準形のひとつとして採用するかどうか？
  - 複数の形式をどう登録するか？ 正と副？ 複数の「正」？

## 主要参考文献

- (Akegi) 明木茂夫 2014 『中国地名カタカナ表記の研究：教科書・地図帳・そして国語審議会（中京大学文化科学叢書15）』 東京：東方書店、392+50ページ。
- (Tanabe) 田邊裕 2020 『地名の政治地理学：地名は誰のものか』 東京：古今書院、138ページ。
- (Tanaka) 田中伸尚 2014 『行動する預言者 崔昌華（チョエチャンホア）：ある在日韓国人牧師の生涯』 東京：岩波書店、357+7ページ。
- (Zhou) 周薇 2019 《地名的秘密：汉语地名外译研究》 北京：社会科学文献出版社，249页。
- Wikipedia 日本語版、中国語版におけるベトナム語地名漢字表記。

# 概念図



## 概念図の説明（1）

- 地名は2次元空間に対して付与（命名）されるものだが、「命名する権力」は言語ごとに存在しており、したがって同じ地点に複数の地名（内生、外来を問わず）が付与されることは珍しくない。これを表わすために、z軸に「言語」を設定し、「言語」がレイヤーのように重なって、同一地点に複数の命名が重なることを表わそうとした。
- また、言語（1枚1枚のレイヤー）の内部では、命名された名前を使おうとする権力作用が働いていることも含意している。

## 概念図の説明（2）

- 通例、主権国家の国語は、その範囲でほかの国語と隣接するが、漢字圏の各国語（日本語、中国語、韓国朝鮮語、ベトナム語）は、国境を越え「漢字圏」の範囲に広がる命名法をもつ。このため、言語を表わすレイヤー1枚の中に4か国が含まれ、それが4重に重なることになる。中国語のレイヤーは、さらにその外部にも、世界全体にわたって広がる「漢字地名」の平面をもつ。
- 言語のレイヤーは、この4枚のほか、方言や少数言語のものが多層に重なっている。その範囲は、4か国の領域の内部の一部にとどまる場合と、その外部へまたがって広がっている場合とがある。図の「アイヌ」「沖縄」「モンゴル」「カンボジア」はその例である。

## 個人的な見解（1）

- 多数言語と少数言語、国語（標準語）と方言との権力関係は対等ではない。地名はその言語の通用範囲でしか通用せず、自分の知らない「外国語」で地名がどう呼ばれているかに、人は関心を払わない。また、書かれない言語・方言の地名は、記録されにくく、消滅しやすい。したがって、微小地名の危機は、少数言語の危機と並行的である。「少数言語の保護」がユネスコの事業になっているならば、「微小地名、少数言語の地名の保護」もUNGEGNの任務のひとつとなりうるのではないか。

## 個人的な見解（2）

- 一方、国連が主権国家の連合によって成り立っている以上、その議事は主権国家の代表を通じてしか動かすことができない。このため、特定の国家にとって都合の悪い議案は上程することも困難である。
- この点では、複数の国家にまたがる言語（例えば内モンゴルのモンゴル語、ベトナム南部のカンボジア語）の地名を取り上げることは難しいが、一国家の領域内に収まる微小地名の登録は、その国家の方針さえ固まればより容易なのではないか。「その地名の属する国の国語の標準音形」を軸にしながら、慣用と異文化尊重との間でどう均衡点を模索するか？」と述べたのは、そのような観点からのものである。

## 個人的な見解（3）

- 地名の登録をオーソライズする機関がないことはたしかに課題であるが、「標準化」ではなく、存在が認定できるものをすべて載せていくというデータベース化であれば、可能性があるのではないか。
- その点で連想するのは、近年のユニコードが、死語や少数言語の文字にまで登録の範囲を広げていることである。ユニコードの拡張には、文字の実装によってコンピュータのシェアを広げられるなどの商業的な動機もあることは否定できないが、「すべてを登録する」という方針には、学ぶべきところがあると思う。